

森林環境税と森林環境譲与税について

スマート林業課森林企画担当

令和3年12月20日

平成30年度税制改正大綱（抜粋）（平成29年12月14日）

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

4 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

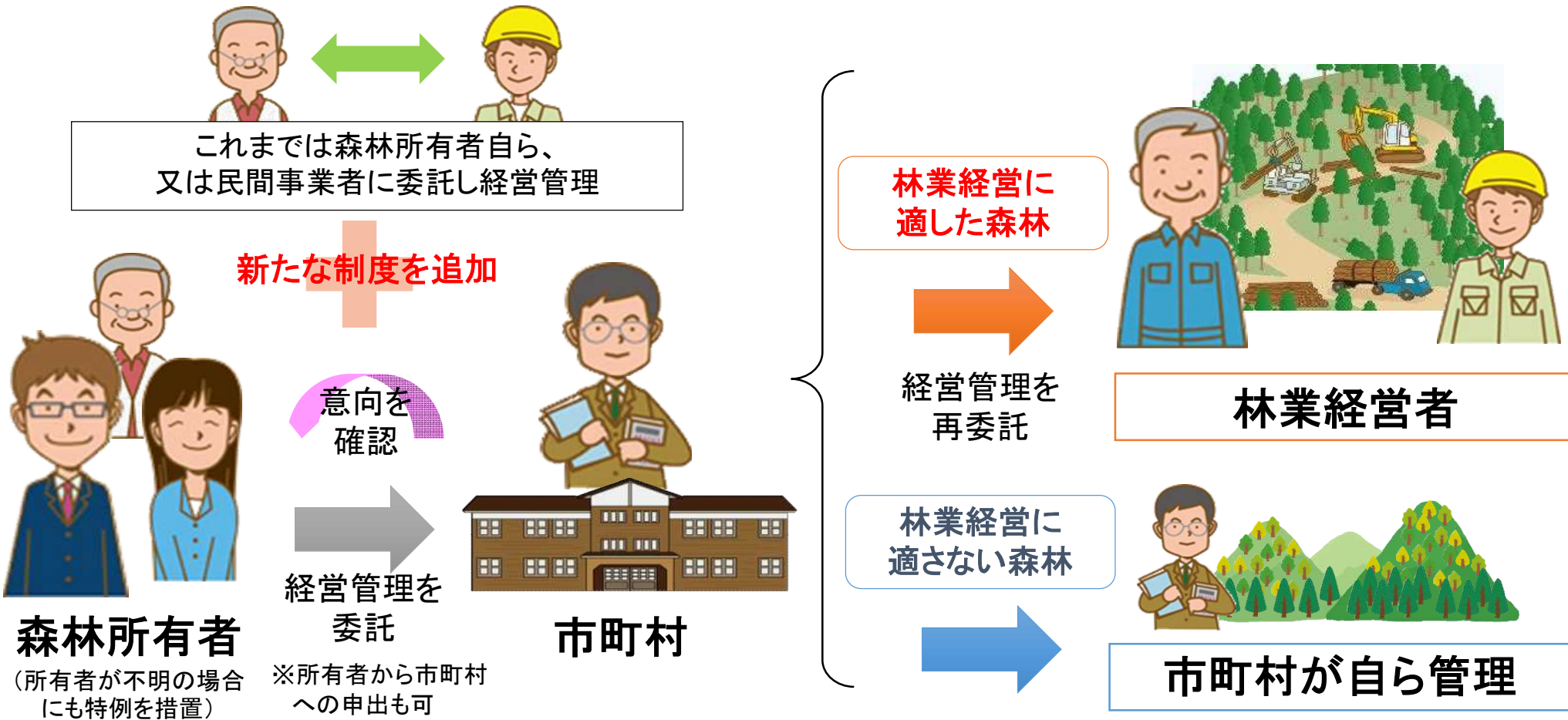
森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。 しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題となっている。 パリ協定の枠組みの下でわが国の温室効果ガス排出削減目標を達成し、大規模な土砂崩れや洪水・浸水といった都市部の住民にも被害が及び得る災害から国民を守るためには、こうした課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することが必要である。

このため、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度を創設することとされており、森林関連法令の見直しを行い、平成31年4月から施行することが予定されている。 その見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、以下を内容とする森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

（以下略）

森林経営管理制度（森林経営管理法）とは

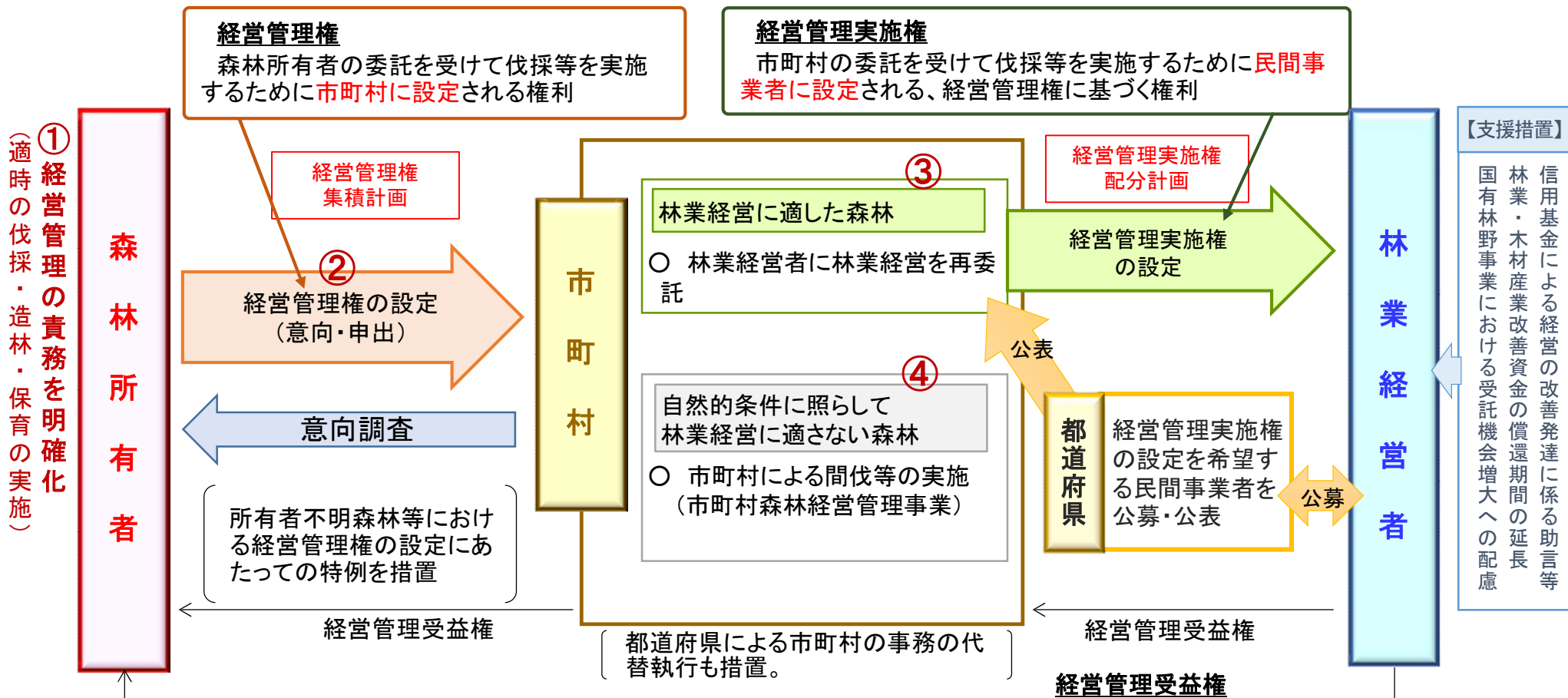
- 経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進。



経営管理が行われていない森林について
市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ仕組みを構築

森林経営管理制度（森林経営管理法）の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）

（趣旨）

第一条 この法律は、**森林**（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。以下この条及び第三十四条第一項において同じ。）**の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み**、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県が実施する**森林の整備及びその促進に関する施策**の財源に充てるため、森林環境税について、納税義務者、税率、賦課徴収等の手続及びその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるとともに、その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

（森林環境譲与税の使途）

第三十四条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を**次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。**

- 一 **森林の整備に関する施策**
 - 二 **森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用**（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第二条第二項に規定する木材の利用をいう。）**の促進その他の森林の整備の促進に関する施策**
- 2 都道府県は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。
- 一 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策
 - 二 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第一号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策
 - 三 前項第二号に掲げる施策
- 3 市町村及び都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、**インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。**

市町村における森林環境譲与税の使途状況

	令和元・2年度決算		令和3年度予算		令和3年度決算予定		
	譲与税額(千円)	割合(%)	譲与税額(千円)	割合(%)	譲与税額(千円)	割合(%)	
県下全市町村	間伐等の森林整備	381,200	39%	383,486	54%	764,686	46%
	人材育成・担い手対策	41,370	4%	46,335	7%	87,705	5%
	木材利用・普及啓発	63,258	6%	77,931	11%	141,189	9%
	基金への積立	501,226	51%	200,638	28%	664,676	40%
	計	987,054	100%	708,390	100%	1,658,256	100%
全国市町村	間伐等の森林整備	15,291,566	31%	19,158,955	50%	34,450,521	41%
	人材育成・担い手対策	1,743,710	3%	2,067,033	5%	3,810,743	5%
	木材利用・普及啓発	6,173,662	12%	5,707,622	15%	11,881,284	14%
	基金への積立	26,790,175	54%	11,093,117	29%	33,595,592	40%
	計	49,999,113	100%	38,026,727	100%	83,738,140	100%

間伐等の森林整備: 森林作業道の整備・森林保護対策・意向調査の準備作業

人材育成・担い手対策: 担い手確保・林業就業者の育成・専門員の雇用・新たな組織の設立

木材利用・普及啓発: 木造公共建築物の整備・木質バイオマス施設の整備・森林林業木材に関する普及活動

※令和3年度予算には、基金取崩の実施分も含む(県内市町村708,390千円=R3譲与額分671,202千円+基金取崩分37,188千円)